

様式2
第10号

県の回答（対応状況等）

令和6年6月28日

（ご意見標題） 建築基準法違法状態では

（担当課） 土木建築部南部土木事務所

（ご意見要約） 常時閉鎖の防火戸について

先日南部土木事務所建築指導係まで伺ったんですが疑問に思う点があり投稿しました。

他の課を挟んで通路があるんですが通路の扉が常時閉鎖の防火戸だと思いますがドアストッパーにロープで縛られていました。入り口側はエレベータと階段があると思います。南部土木事務所は常時閉鎖の防火戸を無視してロープで縛って違法状態で確認申請の審査をなさるんですね。

見て見ぬふりはマズいのではないのでしょうか。

（回 答）

ご意見のありました通路の扉は、建築基準法施行令第112条の規定による区画（面積区画、堅穴区画等）部分に設ける防火設備又は特定防火設備ではないため、常時閉鎖を求められているものではありません。

階段室や非常用エレベーターホール部分の扉は、常時閉鎖式の防火設備又特定防火設備で区画することが求められており、適切に維持管理されていることを確認しています。

建築物の所有者、管理者又は占有者として、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めてまいります。